# 12月3日~9日は

# 障害者週間です

障害者週間とは、平成16年6月に障害者基本法で定められた 週間で、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。 期間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取組みを 行っています。



### 障害者差別解消法をご存知ですか?

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

#### 障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例

- 入店を断る。
- •病院の受診や学校の入学を拒否する。
- 必要がないのに付添人の同行を求める。
- 本人の意向を考慮せず必要ない物を買わせる。



### 合理的配慮とは?

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては対応に努めること)を求めています。



#### 合理的配慮の例

- ・飲食店を利用する際、車椅子で着席したい 例:椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- ・障がいにより、言葉でのやり取りが難しい 例:筆談や手話などで対応する。
- •配付物の文字が小さくて読めない
- 例:配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- 窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる
- 例:周囲に人がいない場所や個室での手続きを行う。

### 相談窓口

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、担当までご連絡ください。ご相談は窓口に限らず、電話、FAX、電子メールでも可能です。

問合せ 社会福祉課**☎** (42)8435 • 🖾 (43)5600 • ⋈ syakai@city.satte.lg.jp

# 叙勲・褒章受章おめでとうございます



#### ◇ 旭日双光章

## 中村 孝子 氏 (南 3 丁目)

氏は、多くの地域住民の支持を得て、幸手市議会議員に当選して以来、 4期16年間在任し、行政手腕を持っ

て市政の審議にあたり、幸手市政の進展に寄与されました。また、幸手市文化団体連合会の会長としても長きにわたりご活躍されています。



### ◇ 瑞宝双光章

## カたなべ かずいち 渡邉 一市 氏(神明内)

氏は、警視庁に採用されると警察 署を経て、警視庁通信指令本部や刑 事部捜査第一課などの職務に従事さ

れました。多くの事件捜査を担当し事件解決に貢献するなど、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。



### ◇ 瑞宝双光章

## 世書ぐち せいじ 関口 清治 氏(東2丁目)

氏は、埼玉県警に採用されると、 幸手警察署や岩槻警察署など県内の 警察署に配属されました。警務課な

どの職務に従事されたほか、交通機動隊に所属し、 白バイやパトカーで交通取締りに努めるなど、長年 にわたり県民の安心・安全の確保に寄与されました。



### ◇ 瑞宝双光章

## まつしま まきお 松島 政雄 氏 (長間)

氏は、幸手消防署に入署されると、 火災現場での消防活動に従事された ほか、埼玉東部消防組合の設立に携

わり消防体制の整備を図るなど、消防力の強化と消防 行政の進展に貢献し、長年にわたり県民の安心・安全 の確保に寄与されました。



#### ◇ 瑞宝単光章

## ttき けんじろう **関次郎 氏 (南3丁目)**

氏は、埼玉県警に採用されると、 浦和警察署や狭山警察署などの県内 の警察署において、防犯課などの職

務に従事されました。退職後も交通安全協会岩槻支 所長として職務に従事するなど、長年にわたり県民 の安心・安全の確保に寄与されました。



### ◇ 瑞宝単光章

## さいとう ひでお **齊藤 秀雄 氏(東3丁目)**

氏は、千住消防署に入署されると、 火災現場での消防活動や火災の発生 を未然に防ぐ予防業務に従事された

ほか、消防司令として迅速で的確な指令業務を統括するなど、長年にわたり消防力の強化と消防行政の進展に寄与されました。



### ◇ 瑞宝単光章

#### たがはし としお 高橋 俊雄 氏 (中川崎)

氏は、幸手町消防団第1分団に入 団した後、部長、副分団長を経て分 団長を歴任されました。消防団員の

一員として35年間第一線で活躍され、長年にわたり 市民の安心・安全を守り、団員の育成にも尽力され ました。



栄典として、国家または公共に対し功労のある人 へ勲章を授けることを叙勲、社会の各分野における 優れた行いや業績のある人へ褒章の記章を授与する ことを褒章と言います。

生存者に対する叙勲・褒章は、原則として春と秋の年2回行われています。戦後一時停止されていましたが、1964年から叙勲、1978年からは褒章が再開されました。

7 | このまちが好き幸手市 2021.12 SATTE CITY | 6